

令和6年度 沖縄県 IHEAT 事業における研修及び訓練実施要領

1. 目的

新興感染症等の発生やまん延に伴う感染症健康危機が発生した際に、IHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team) 要員として登録されている地域の保健師等の専門職が、保健所等の支援に即応できることを目的に研修及び訓練を行う。

2. 各研修及び訓練の目標

(1) 基本研修 (e-learning)

保健所の感染症業務に従事するために必要な、健康危機管理や感染症法に基づく基本的な知識を理解する。

(2) 応用的な研修

保健所の感染症業務に関する講義や演習を通して応用力を身につける。

(3) 実践型訓練

保健所の感染症業務に係る実践的な訓練を通して理解を深め、対応力を養う。

3. 対象者

県内の保健所等への支援を想定しているため、IHEAT 運用支援システム (以下「IHEAT.jp」という) に登録されている県内居住の IHEAT 要員を対象とする。

ただし、2 (2) 及び2 (3) の研修は、2 (1) を修了した者を対象とする。

4. 履歴の管理

IHEAT 要員への研修及び訓練の案内、受講申込、受講履歴、謝礼金支払い歴等の管理は IHEAT.jp を通じて行う。

5. 研修協力謝礼金及び旅費の支払い

研修受講者及び訓練参加者に対し、以下の条件に基づき支払う。ただし、本年度中に他自治体から研修協力謝礼金を受け取っていない者に限る。

(1) 研修協力謝礼金

① 基本研修 (e-learning) : 15,000 円 * 年度内に 1 度のみ

② 応用的な研修 : 1 時間当たり 6,600 円 (上限 20,000 円)

* 年度内に 1 度のみ、受講時間 3 時間

③ 実践型訓練 : 1 時間当たり 8,300 円 (上限 50,000 円)

* 年度内に 1 度のみ、受講時間 6 時間

(2) 旅費

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 (令和元年沖縄県条例第 42 号) に規定される額とする。ただし、1 回の研修あたりの上限額を 5,000 円とし、e-learning 等の WEB 研修の場合は支給しない。